

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日は、
その翌日とする)

目 次

◇ 告 示

鳥自然環境保全地域に関する保全計画の変更予定(自然保護課)

土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定(農村整備課)

保安林の指定の解除予定(造林課)

開発行為に関する工事の完了(二件) (都市計画課)

廃川敷地の生成(河川課)

◇ 公安告示

遊技機の型式の検定(防犯少年課)

◇ 正 誤

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律による聴聞(〃)

昭和六十三年七月鳥取県規則第四十六号中訂正

告 示

鳥取県告示第八百六十五号

次のとおり唐川県自然環境保全地域に関する保全計画を変更する予定であるので、鳥取県自然環境保全条例(昭和四十九年十月鳥取県条例第四十一号)第十四条第四項において準用する同条例第十三条第四項の規定により告示する。

昭和六十三年九月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保全計画の変更の案の概要

1 地区の区域設定に関する計画の変更

特別地区の区域から岩美郡岩美町大字外邑字大沢八四六一の一の一部(次の図に示す部分に限る。)を削除する。

特別地区の総面積を「一九・四ヘクタール」に変更する。

2 保全のための規制に関する計画の変更

特別地区の区域から岩美郡岩美町大字外邑字大沢八四六一の一の一部(次の図に示す部分に限る。)を削除する。

特別地区の総面積を「一七・三ヘクタール」に変更する。

二 保全計画の変更の案の縦覧場所

鳥取県衛生環境部自然保護課及び岩美町役場

三 保全計画の変更の案の縦覧期間

昭和六十三年九月十三日から二週間

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県衛生環境部自然保護課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第八百六十六号

智頭町が行う土地改良事業に係る山形地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年九月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年九月十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

智頭町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百六十七号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十三年九月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字吉川字フタ通り一四六七の八

二 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第八百六十八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十三年九月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十二年五月十四日 鳥取県指令受都計三一第一二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市大柵字提谷、字鐘鑄谷及び字大谷並びに正薄寺字背戸山、字細谷、字小丸山及び字西ノ谷（第一工区）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市南町四一八
有限会社東信商事

代表取締役 田村梅治

鳥取県告示第八百六十九号

次の開発行為に關する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十三年九月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十三年七月二十七日 鳥取県指令受都計三一二第十四号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市東八幡字洞々

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市東八幡一〇一―三

相見光彦

鳥取県告示第八百七十号

河川区域の変更により、次のとおり廃川敷地が生じたので、河川法施行

令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部河川課及び鳥取県郡家土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

昭和六十三年九月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 河川の名称

千代川水系に係る一級河川曳田川

二 廃川敷地が生じた年月日

昭和六十三年九月十三日

三 廃川敷地の位置

八頭郡河原町大字北村字家ノ下二三九―四地先から同字二三七まで

四 廃川敷地の種類及び数量

土地 六八三・六六平方メートル

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第六十三号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に關する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認めたので、遊技機の認定及び型式の検定等に關する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定によ

り告示する。

昭和六十三年九月十三日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

遊技機の種類										遊技機の種類						
型 式										型 式						
製 造 業 者 名										製 造 業 者 名						
ビッグベンハーパート二	キングファイナル	クロスファイブパート三	レインボー	BEE TLE二	コスモファイターA	コスモファイター一〇	パンドラE一	パンドラE	KING OF 七一五W	DREAM	奥村遊機株式会社					
マルホン工業株式会社																
ぱちんこ遊技機																
テクノポリス	スーパードアイス	サーベルタイガー三	スペースキャノン三	NEWグランドホークA	スペースキャノン	ローリングフラッシュユイ	マジックカーペットI	スペースキャノンI	ファイバーアバンテIII	ジャンプ	トロピカルII	ニューヤンキーII	ニューヤンキーI	リンクス	ロータリースター	株式会社ニユーギン
株式会社平和		京楽産業株式会社			株式会社三共											

回胴式遊技機	サイドポケット七	株式会社三洋物産
	ワールドカップ二号	
	カーニバル二号	
デートラインZー一		興進産業株式会社

鳥取県公安委員会告示第六十四号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第四十一条第一項前段の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同項後段の規定により告示する。

昭和六十三年九月十三日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

一 聴聞の期日及び場所

昭和六十三年九月二十一日 午後一時

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県公安委員会委員室（鳥取県庁本庁舎七階）

二 被聴聞者の住所及び氏名

米子市榎原一七五―三
辛 澄子

正 誤

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則（昭和六十三年七月鳥取県規則第四十六号）中次の箇所誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 行 誤 正
七 下 二 第八十九の二 第八十九条の二